

平成29年度  
東京都人権プラザの指定管理者評価委員会  
議事録

平成29年8月8日（火）  
東京都人権プラザ本館セミナールーム

平成29年度東京都人権プラザの指定管理者評価委員会議事録

- 1 日時 平成29年8月8日  
分館：午後1時～午後2時30分  
本館：午後2時40分～午後4時05分
  
- 2 場所 東京都人権プラザ本館 1階 セミナールーム
  
- 3 出席者 委員長代理 磯崎 美穂 教育庁総務部人権教育調整担当課長  
委員 西岡 弘之 はなみずき法律事務所 弁護士  
同 泉澤 俊一 泉澤公認会計士事務所 公認会計士  
同 菱山 謙二 筑波大学名誉教授
  
- 4 次第
  - (1) 開会
  - (2) 挨拶（東京都総務局人権部長）
  - (3) 委員紹介
  - (4) 委員会設置要綱説明
  - (5) 委員長あいさつ
  - (6) 分館の説明
  - (7) 分館の議事
  - (8) 本館視察
  - (9) 本館の説明
  - (10) 本館の議事
  - (11) 閉会

午後1時00分開会

○持丸課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「平成29年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」を開催させていただきます。

私は当委員会の事務局を務めます、東京都総務局人権部人権施策推進課長の持丸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

東京都人権プラザは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、これまで以上に人権尊重理念を広く社会に発信し、浸透させていくことが求められていること、さらには建物の老朽化が進行していることを受け、同施設の更なる機能強化に向けて、平成29年1月にこの港区芝へ移転をし、本年2月に開館をしました。移転後は、現在のここ港区の移転先を本館、台東区にある従前の施設を分館としまして、経過措置として現在2館を運営しているところでございます。

本日、評価委員会の皆様にお願います平成28年度の評価につきましては、分館、本館それぞれ別々に評価の対象となっております。本日の本委員会では、まず先に分館について御審議をいただきまして、その後、本館についての御審議をお願いしたいと思います。

長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

「平成29年度指定管理者評価委員会配付資料一覧」、A4横のペーパーがございます。こちらを御覧いただきたいと思います。資料名を申し上げますので、それぞれ机上配付資料の御確認をお願いします。

まず分館と本館共通の資料としまして、5点の資料をお配りしております。

共通資料1-1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」。

共通資料1-2「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱」。

共通資料1-3「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会委員名簿」。

共通資料1-4「東京都人権プラザ指定管理者管理運営状況評価結果」（平成25年度から27年度まで）。

共通資料1-5「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」。

次に、分館に関する資料でございます。10点の資料をお配りしております。

分館資料2-1「東京都人権プラザ分館の概要及び平成28年度管理運営状況」。

分館資料2-2「【分館】所管局による一次評価」。

分館資料2-3「【分館】所管局による一次評価の水準と実績」。

分館資料2-4「東京都人権プラザ分館の評価委員による二次評価（案）」。

分館資料2-5「東京都人権プラザ分館の利用者数及び平成28年度アンケートの結果」。

分館資料2-6、企画展第I期「読む人権 じんけんのほん 世界とつながる50冊」のチラシ。

分館資料2-7「クローズアップ人権 いのちをつなぐ-若年世代の自殺対策」の写真。

この後、都民講座のチラシを付けています。

分館資料 2-8 「ALS患者の『生きる権利』を考える-人工呼吸器という手段をめぐって」。

分館資料 2-9 「自殺問題-若者世代へ生きる支援を-」。

分館資料 2-10 「21世紀の部落問題-部落差別とアイデンティティ-」。

分館資料は以上でございます。

最後に、本館に関する資料としまして、6点の資料を配付してございます。

本館資料 3-1 「東京都人権プラザ本館の概要及び平成28年度管理運営状況」。

本館資料 3-2 「【本館】所管局による一次評価」。

本館資料 3-3 「【本館】所管局による一次評価の水準と実績」。

本館資料 3-4 「東京都人権プラザ本館の評価委員会による二次評価（案）」。

以下、本年実施の事業のリーフレットを2点つけてございます。

本館資料 3-5、企画展示「写真展 人権という希望」のリーフレット。

本館資料 3-6、都民講座「インターカルチュラルシティTOKYO 2017外国人も日本人も住みやすい多様性を活かした都市づくりに向けて」のチラシでございます。

資料についておそろいでしょうか。

また、東京都人権プラザと公益財団法人東京都人権啓発センターのリーフレットをあわせて配付をさせていただいております。こちらも御参考にしていただければと思います。

それでは、会議に先立ちまして、東京都総務局人権部長の仁田山から御挨拶を申し上げます。

○仁田山部長 先ほどお話をさせていただきましたが、8月1日付けで人権部長になりました仁田山でございます。よろしく申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、そして今日のようなすごく暑い中、東京都人権プラザの指定管理者評価委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から東京都の人権施策に御理解、御協力をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、東京都の人権啓発の拠点、東京都人権プラザは、更なる機能強化を図るため、先ほどもお話をさせていただきましたが、本年1月にここ港区芝へ移転をしまして、その翌月の2月16日から本館としてオープンしたところでございます。

また、これまで所在しておりました台東区の橋場の施設につきましては、現在、分館として営業を行っておりますが、本年6月に行われました都議会におきまして、東京都人権プラザ条例の一部改正が可決され、この分館を平成29年度末をもって廃止することになったところでございます。

この人権プラザの本館、分館につきまして、指定管理者制度を導入しており、いずれも公益財団法人東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営しているところでございます。指定管理者制度につきましてはサービスの向上と効率化を図り、施設の設置目的を効果的に達成することを目的としておりまして、指定管理者は施設の適切な管理運営に努め、事業を円滑に推進していく必要がありますけれども、第三者の視点から客観的に評

価されることで、管理運営の質の向上を図ることができると考えております。

本日、委員の皆様には昨年度、28年度でございますけれども、分館と本館両方の管理運営状況につきまして御審議いただきまして、御評価をお願いするものでございます。人権プラザの管理運営がより適切に、かつ、効果的に行われるよう、忌憚のない御意見、御評価をいただければと考えております。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

○持丸課長 次に、委員の皆様の御紹介をさせていただきますが、その前に御報告がございます。

本日、東京都議会の臨時議会が開催されるため、委員会設置要綱第3の2に定める本委員会の委員長でございます総務局矢田部総務部長が欠席しております。出席いただいている委員の皆様で本日の会議をお願いしたいと思います。

なお、今回から審議、議事録は原則として公開することとなりましたので、御了解いただきたいと思っております。

それでは、委員の皆様を御紹介します。共通資料1-3の名簿を御覧ください。

東京都教育庁総務部人権教育調整担当課長の磯崎委員でございます。

はなみずき法律事務所弁護士の西岡委員でございます。

泉澤公認会計士事務所公認会計士の泉澤委員でございます。

筑波大学名誉教授の菱山委員でございます。

それでは、ここで本委員会の役割について、確認をさせていただきます。

共通資料1-2、委員会設置要綱を御覧いただきたいと思っております。

本委員会は、委員会設置要綱の第1の目的でございますとおり、東京都人権プラザを管理する指定管理者の管理運営状況について、総合的かつ客観的に評価していただくために開催するものでございます。評価していただくのは要綱の第2、所掌事項でございますとおり、年間を通じた管理運営状況ということで、今回は平成28年度の管理運営状況を対象として評価をしていただくこととなります。

なお、委員の構成は要綱の第3、委員会の構成に基づいて、都庁内の委員2名、外部委員である学識経験者3名から構成されております。委員長は総務局総務部長を充てることとなっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、委員長の矢田部総務部長が本日欠席でございます。

そのため、委員の皆様により、委員長の代理者を選出したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員から「異議なし」と声あり)

○持丸課長 それでは、異議がないようでございますので、委員長代理としてどなたか推薦したい方はいらっしゃいますでしょうか。

○泉澤委員 委員長と同じ都庁内の委員として選出されている磯崎委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

○菱山委員 賛成です。

○西岡委員 賛成です。

○持丸課長 それでは、磯崎委員に委員長代理をお願いします。

ここから先の会議進行につきましては、磯崎委員長代理にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○磯崎委員長代理 それでは、改めまして東京都教育庁の人権教育調整担当課長の磯崎でございます。誠に僭越ではございますが、矢田部委員長の代理を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

委員の皆様の御協力のもとに、円滑な議事運営に努め、東京都人権プラザの指定管理者である、公益財団法人東京都人権啓発センターの管理運営状況について、適切な評価を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいります。

まず分館について審議します。事務局から指定管理者評価制度、東京都人権プラザ分館の概要と、平成28年度管理運営状況、所管局による一次評価の結果、評価委員会による二次評価（案）について、一括して説明をお願いします。

○持丸課長 まず、東京都における指定管理者評価制度について御説明をします。

共通資料1-1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」を御覧いただきたいと思います。

制度の目的でございますが、指定管理者制度を導入した施設の管理運営状況につきまして、第三者の視点を含めた評価を実施し、都民サービスの一層の向上を図っていくということでございます。

次に、手続の流れでございますが、まず、一次評価として所管局による客観的評価を実施します。次に、二次評価として評価委員会による専門的な評価をお願いします。最後に、その結果に基づき、所管局による総合評価を決定し、指定管理者に評価結果を通知するとともに、評価結果を公表することとしております。

評価方法につきましてでございますが、一次評価では、施設の設置目的などを踏まえ、確認項目を設定します。この各項目につきまして、報告書やヒアリングなどの結果を踏まえて果たすべき業務の水準の達成状況を2点から0点までの3段階で評価をします。各確認項目の得点の合計点に基づきまして、一次評価をS、A+、A、Bの4段階で決定することになります。

また、東京都人権プラザは本館、分館ともに、特命により、公益財団法人東京都人権啓発センターを指定管理者として選定をしております。このように指定管理者を特命選定した施設につきましては、特命要件継続の有無の明確化や分析なども行うことになっております。

本委員会で行う二次評価でございますが、一次評価の内容を踏まえまして管理運営状況や事業結果、その他について専門的な評価をお願いするものでございます。それに加えま

して、所管局に対して指定管理者のサービス水準の向上などについても助言ができるものとなっています。また、指定管理者を選定した特命要件の継続の有無について、二次評価においても明確化をし、分析などを行います。

以上の方法等により審議を行い、最後に本委員会として二次評価をお願いするものですが、S、A+、A、Bの4段階で評価の決定をしていただくこととなります。

続いて、資料に従いまして東京都人権プラザの概要、28年度の管理運営状況、利用状況、一次評価の結果について御説明をさせていただきます。

まず、東京都人権プラザ分館の概要でございます。分館資料2-1「東京都人権プラザ分館の概要及び平成28年度管理運営状況」を御覧いただきたいと思います。

人権プラザは、東京都人権プラザ条例に基づきまして、都が人権啓発の拠点として平成14年に設置をしました。

3の施設の概要でございますが、今年度の主な特徴は、(5)の※に記載のとおり、人権プラザ移転準備のため、展示室は平成28年12月10日で閉室しました。図書資料室は平成28年8月末までで閉室をしました。一般相談・法律相談は平成29年1月末までの実施でございました。

この施設を公益財団法人東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営しているところでございますが、今回、評価の対象となる平成28年度は、平成27年度に期間を2年間として、この人権啓発センターが管理運営者に指定された初年度に当たるものでございます。

5の平成28年度の管理運営状況についてでございます。主な管理状況でございますが、建物清掃、警備、保守管理を実施してございます。

資料右側の6でございます。主な運営状況をまとめています。(1)にございますとおり、平成28年度の年間利用者数は30,457人、前年度の37,718人に比べまして約81%の水準でございます。

前年度の人数を下回っていますが、先ほど施設の概要で御説明したように、人権プラザ移転準備に伴いまして、年度途中で展示室や図書資料室を閉室した影響が出ている数字となっています。

資料が前後して申し訳ございません。分館資料2-5を御覧いただきたいと思います。A4横の資料で「東京都人権プラザ分館の利用者数及び平成28年度アンケートの結果」という資料がございます。こちらに施設の利用者数の推移のグラフを示してございます。こちらにも御参照いただければと思います。

次に、資料2-1に戻っていただきまして、(2)の展示事業についてでございます。クローズアップ人権コーナーを「いのちをつなぐ-若年世代の自殺対策」に更新をしまして、本コーナーに関連する事業として都民講座「自殺問題-若者世代へ生きる支援を-」を実施しました。企画展として「読む人権 じんけんのほん 世界とつながる50冊」を実施しました。これは多文化共生をテーマに、多文化理解に資する書籍を集めて展示したもので

ございます。その他、団体対応、視察等への対応として29団体を受け入れたところでございます。

(3)の図書資料室事業でございます。貸出し実績につきましては図書資料、視聴覚教材、それぞれ100件程度でございました。

(4)の人権相談事業でございます。広く人権に関する相談を受け付ける一般相談と、同和問題、アイヌの人々の特定相談を実施しました。件数はそれぞれ800件程度でございます。

その他(5)にございますとおり、会議室等の貸出事業を実施しております。

ただいま御説明申し上げました管理運営状況や報告書、ヒアリングなどの結果を踏まえまして、所管局による一次評価を実施しました。評価内容につきましては、分館資料2-2「【分館】所管局による一次評価」を御覧いただきたいと思います。こちらの資料で一次評価の内容を御説明申し上げます。説明は水準を上回ると評価した項目を中心に、主な評価項目について御説明をさせていただきます。

まず1ページ目、大項目の「管理状況」についてでございます。

中項目の「適切な管理の履行」でございますが、6の「人権相談の実施状況」につきましては、水準どおりの評価としました。評価の内容でございますが、人権プラザの移転に備えた適切な準備を行い、途切れのない相談対応を実施しました。なお、一般相談・法律相談は平成29年1月31日まで分館で行いまして、同年2月1日から移転先の本館にて実施しているところでございます。

7の「指定管理者による提案事業等の実施」についてでございます。こちらは水準どおりの評価としました。評価の内容につきましては、企画展第I期「読む人権 じんけんのほん 世界とつながる50冊」では、多文化共生をテーマに取り上げ、多文化理解に資する書籍を集めて展示をし、来場者の関心を喚起して認識を深めてもらう機会となるよう工夫をしております。また、東京都、区市町村や民間企業・団体の人権行事における出張展示を積極的に実施しているところでございます。平成28年度の実績は11回となっております。

9の「他機関、関連施設、地域との連携」についてでございます。この項目につきましては、新しい試みを積極的に行ったことから、水準を上回る評価としてございます。評価内容でございますが、東京人権啓発企業連絡会と連携をし、初の試みとしまして東京都人権啓発企業連絡会加盟企業の施設を利用して啓発活動の場を設け、出張展示を行いました。また、関連施設との連携として人権プラザの団体見学、視察対応において、周辺地域のフィールドワークの要望があった場合は、台東区の皮革産業資料館などの関連施設をコースに組み込んでございます。さらには地域との連携について、8月に補助事業として夏休み子ども映画会などを人権プラザで開催し、地域住民への人権プラザのPRを行ってございます。

10の「施設修繕」につきましては、水準どおりの評価としております。評価内容は、老朽化した施設の更新を行い、施設の安全を維持したというところでございます。



次に、中項目の「法令等の遵守」でございます。個人情報保護、情報公開について、指針や要綱等を定めて適切に対応し、個人情報の漏洩事故はございませんでした。そういったことから、全ての項目で水準どおりの評価をしております。

次に、中項目の「安全性の確保」でございます。施設・設備につきましては、協定に基づき、各種点検を適切に実施したことなどから、3つの項目全てにおいて水準どおりの評価としました。

次に、中項目の「財務・財産の状況」でございます。指定管理に係る経費は区分管理をするとともに、法人運営に当たっては顧問税理士の指導を受けながら適切に経理処理をしていることなどから、全ての項目で水準どおりの評価としました。

以上が「管理状況」についてでございます。

続きまして、大項目の「事業効果」について御説明をします。

まず「利用の状況」の項目についてでございますが、24の「利用者数」につきましては、先ほど述べましたとおり、平成28年度の年間利用者数は30,457人となっており、前年度の約81%の水準でございますが、人権プラザ移転への対応により、8月以降は視察等の受け入れが抑制され、施設が閉室する等の中で、可能な限り利用者受け入れに努力をしたため、水準どおりの評価としてございます。

次に2ページをお開きいただきたいと思っております。中項目の「サービス内容の向上」でございます。

27の「サービス向上に向けた取組」については、水準どおりの評価としました。評価内容は、都民講座事業につきまして、クローズアップ人権コーナーと関連するテーマを扱うことにより、展示事業との相乗効果による理解の深化を図っております。また、子供人権教室としまして、夏休み中を実施時期とするとともに、自由研究の題材として活用できる子供向けプログラムを実施しております。

28の「利用者の満足度」につきましては、施設利用アンケートによれば、施設全般の総合的満足度は、「十分満足」と「まあ満足」の合計を合わせると99.36%であったことから、水準どおりの評価としております。

次に「行政目的の達成」の項目でございます。33の「都の政策と連動した事業の実施」につきましては、水準どおりの評価としてございます。評価内容につきましては、東京都福祉保健局と連携し、展示室において障害者差別解消法に関連したパネルを展示しました。また、クローズアップ人権コーナーにおいて、若年世代の自殺対策の展示を行ったところ、若者の自殺についての具体的な数字に驚き、認識を改める機会を持たせたといった意見が見学者から寄せられているところでございます。

34の「都の実施施設の協力・貢献度」についてでございます。この項目につきましては、人権プラザ移転という都の実施策への協力貢献度が高いことから、水準を上回る評価としてございます。評価内容につきましては、移転後は人権プラザの2館運営体制の円滑な実施に対する協力、貢献を行っております。展示室の移転に当たっては、展示品等の整理、

梱包、図書資料室の移転に当たっては、事前に書籍の選別、梱包を進めるなど、迅速な対応を行っております。また、分館全体の円滑な管理に当たるため、職員3名が分館と本館とを時間帯ごとに交代して勤務するローテーション勤務を実施していることに加え、本館と分館とでデータを共有できるシステムを導入し、勤務地にとらわれず、人権プラザの管理運営に必要な情報に双方からアクセスできる環境を整備したものでございます。

以上の各項目の点数を合計しますと39点となります。このため、一次評価はS、A+、A、Bの4段階評価のうち、Aとなります。

なお、特記事項につきましては、人権プラザの移転を実現するための適切な準備・対応や、移転後の2館体制の円滑な運営を実施したことを特に評価すべき点として挙げています。また、要改善事項については、特にございません。

最後に、確認事項でございます。まず、指定管理者の財務状況につきましてですが、適切な管理・運営のチェックがなされるとともに、安定的な財務運営が行われているとしております。

次に、特命要件の継続についてでございます。東京都人権プラザ分館の指定管理者として、公益財団法人東京都人権啓発センターを特命により選定をしておりますが、その要件となる状況が継続しているかどうかを確認したものでございます。

評価内容でございますが、まず当センターは基本財産の74.2%を都が出捐しております。都が設立した監理団体でございまして、安定的な経営基盤を有するとともに、東京都監理団体指導要綱に基づいて、常に都の指導監督を受けており、加えて、都の職員が派遣されているため、都の人権施策を確実に補完代行できることが挙げられております。

次に、当センターの業務執行を決定する理事会や最高議決機関である評議員会の構成は、人権問題に造詣の深い学識経験者、弁護士、公認会計士、経済団体等の幅広い人権分野から選出されており、さまざまな人権課題に中立、公正に対応できることが2点目でございます。さらに、当センターは指定管理者の管理運営状況評価でこれまで継続的にA、良好という実績があることなどの理由などから、引き続き人権啓発センターを指定管理者として特命選定する状況が継続していると判断したところでございます。

所管局による一次評価の状況は、以上でございます。

この後、本委員会の委員の皆様方に管理運営状況、事業効果などについて専門的な評価として、二次評価をお願いします。二次評価につきましては、事務局の案をまとめたものを資料として配付してございます。分館資料2-4「東京都人権プラザ分館の評価委員会による二次評価（案）」を御覧いただきたいと思います。この内容を読み上げさせていただきます。

二次評価としましては、A評価でございます。

管理状況としましては、老朽化が進行している施設について、必要な設備更新をするなど、事故なく管理をしております。

関連施設との連携として、人権プラザの団体見学、視察対応において周辺地域のフィー

ルドワークの要望があった場合は、台東区の皮革産業資料館などの関連施設をコースに組み込んでおります。

地域との連携として、夏休み子ども映画会、子供人権教室を人権プラザで開催し、近隣の児童館や小中学校に開催案内を行ったほか、新聞折り込みを利用して人権プラザ周辺の地域住民へのPRも行いました。

他機関との連携として、28年度に初の試みとなる東京人権啓発企業連絡会加盟企業の施設を利用した啓発活動の場を設けました。

次に、事業効果でございます。

企画展第Ⅰ期「読む人権 じんけんのほん 世界とつながる50冊」では、多文化共生をテーマに取り上げ、多文化理解に資する書籍を集めて展示し、来場者の関心を喚起して認識を深めてもらう機会となるよう工夫しております。

クローズアップ人権コーナーを「いのちをつなぐ-若年世代の自殺対策」に更新するとともに、関連した都民講座「自殺問題-若年世代へ生きる支援を-」を開催し、展示との相乗効果により来場者の理解の深化を図っております。

子供人権教室として、夏休み中を実施時期にするとともに、自由研究の題材として活用できる子供向けプログラムを実施しております。

団体見学・視察に対し、専門員による解説等を実施して対応しております。

最後に、その他でございますが、人権プラザの移転を実現するための適切な準備・対応や、移転後の2館体制の円滑な運営を実施しました。

その他、事業効果で挙げた事業のチラシにつきましては、お配りした分館資料2-6から2-10と添付してございますので、こちらも御参照いただければと思います。

事務局の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○磯崎委員長代理 説明が終わりました。

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見を申し上げます。どうぞ皆様、御意見をお出しいただければと思います。よろしく申し上げます。

○泉澤委員 1カ所だけ、分館資料2-3の2ページ目「法令等の遵守」の15番で「DVD等の個人用貸出簿は1年保管後、それぞれ裁断処理または溶解処理を行っている」と書いてあるのですが、これは都のルールでしょうか。会議室使用に関する申込書は5年間保管、図書・DVD等は1年間保管となっていて、保管期間経過後、裁断になるのでしょうか。

○西岡委員 会議室に関する申込書は5年で、図書などは1年保管とされているのですね。

○泉澤委員 図書などはどうして1年保管なのでしょう。

○事務局（石渡） 東京都のルールがあつてということではございません。センターの中での取り扱いとなっております。

○泉澤委員 指定管理者は委託されて管理者として認められているので、1年で委託が終わるわけではないですよね。現状だと、自分たちの仕事の実績は1年で消えてしまうということですね。

○事務局（石渡） 貸出簿については、個人情報としてその人が何を借りたかというのが紙で残ってしまうというのがありまして、情報管理の問題もあるので、すぐ裁断するというふうに聞いているところでございます。

○泉澤委員 本当にそれでいいのかどうか私は疑問なのです。それは、個人情報の管理のためにというので、1年たったら廃棄をやろうと思っているのだけれども、本当にそれでいいのかという気がして、例えば、案内を出すとか、新たな図書の購入がされましたよとアナウンスするときの重要な、表には出せないけれども、アナウンスする先としては頻繁に借りている人たちとか、そういう人たちにどうやってお知らせしようかなとかいうときには、検討の材料になるのだと思うのです。これは今までのルールでこうやってきているのですけれども、今後これでいいのかもう一度検討していただいたほうが。手で書かれたものは廃棄してもいいけれども、でもセンターは委託を受けてやっているのだから、その実績もちゃんと説明できなければいけないし、また違う面での利用というのも考え方によってはできるかなと思います。そこは別途、評価とは別として気になったので、検討していただけたらと思います。

○持丸課長 今の委員の御提案につきましては、事務局のほうでセンターと現状を把握した上で検討させていただきたいと思います。

○泉澤委員 情報公開は色々ところで言われていますし、また、情報管理もあわせてきちんとやらなければいけないので、それとの関係ですけれども、よく検討されて方針を再度検討ということでやっていただければ、それはそれで結構だと思います。

○磯崎委員長代理 そのほかいかがでしょうか。お願いします。

○菱山委員 今日の報告のとおり、指定管理者の委員会が始まった当初にお聞きしたと思うのですが、なかなか分かりにくいなど。例えば、この資料もそうなのですが、人権啓発センターと人権プラザとの関係性を見てもさっぱりわからない。ましてや前から何となくひっかかるのは、指定管理者のやることというのは人権プラザのことについてですよ。もちろん分館もありますので、分館、本館というのは分かるのですが、そうすると人権啓発センターの運営の管理ということではないということですよ。

○仁田山部長 違います。人権プラザの管理がしっかりできているのかという評価になっております。

○菱山委員 人権プラザに関してということですね。そうすると人権啓発センターのほうでは、この人権プラザ以外にも色々な活動をされているということになるわけですね。だからそちらのほうはこちらとは別の問題となるわけですね。

そうしますと、人権啓発センターのご案内に記載されている内容が分かりにくいですね。右側に東京都人権プラザ本館の管理運営と書かれているものです。そうすると表紙は人権啓発センターのご案内ですが、人権啓発センターと人権プラザという関係性は、人権啓発センターのご案内には特に説明がありません。なくてもいいと言えいいのかもわかりませんが、最初のころから微妙にひっかかるというか、人権啓発センターと人権プラザの関

係性がよく分からないというのもあるのかなど。人権プラザというのは単に何か展覧、閲覧をしているだけではないわけですね。出向いて行って講座をやるとか、出張講座とか、人権啓発センターでもやっているのかもしれないし、やっていないのかもしれない。だからどちらがどういう仕事をしておられるのか私はよく見えていないところです。その辺がわかりにくいなということなのです。

だからその辺はもう少し事業体系がどうなっていて、そして我々が第三者の管理者としてチェックしているのはここだというのものも、もう少しはっきり見えれば、やりやすいのかなという気もするのです。だから第三の部分はこの部分を言っているのか私はよく見えているようで見えていないのです。泉澤さんのほうがお詳しいかと思うのですけれども、だからこれはあくまでも人権啓発センターの事業の話ではなくて。

○仁田山部長 人権プラザの管理運営の話でございますので、人権啓発センターそのものについてはまた別の評価があるわけでございます。

○菱山委員 この事業概要はあくまでも人権啓発センターが出されていますよね。この中で費用的には人権プラザというのはきちんと分けられているのですか。細かく見ていないのですぐには分かりませんが。そこが昔からひっかかるころなのです。例えば決算の所が分かりにくいかなと思います。泉澤委員は分かるのかもしれませんが。

○泉澤委員 この決算書はそれだけ浮かんでこないのです。最初のころもそれは別途資料を出してもらわないと、中身がよくわかりませんとお願いしました。

○菱山委員 私は、全く違った分野なものですから、こういうものは専門の方にお任せしておく以外ないと思っているのですが、前から何となく良く分からないなというのは、そこが都の皆さんは良く分かっていると思うのですけれども、私たちからするとこの辺がどこがどう区別されているのか。一体ならば別に人権プラザの管理でなくても人権啓発センターの管理ということで一括して全部入ってしまうのですけれども。

○泉澤委員 多分バランスシートとかではなくて、23ページに正味財産増減計算書、内訳書とありますけれども、まず真ん中より上に受取人権プラザ事業収益というのがあるのです。これが指定管理者で委託されたお金が入るところですね。これに対して、これをどういうふうに費用を使ったかという、費用のほうは公益法人の会計に従って事業費として、その中にみんな含まれてしまっているものですから、では果たして実際に余剰があったのか、赤字だったのか、赤字はこの財団が独自の収益で穴埋めをしているのかというのは、この決算書では見えないのです。

○菱山委員 今日議論をするようなことではないと思うのですけれども、ただ、今後としては。

○泉澤委員 前も指定管理者を選ぶときに私はそれをお願いして、見えないから出してもらいたいと言ってそのときはやったような気がします。そうでないと本当に事業効果が、予算との関係でちゃんと見なければいけないので。ただ、決算書としてはちゃんとした利益が出ていますよというのは、財団としてはそうなのだけれども、では都からいったお金

の使い勝手の実態は黒字だったのか、赤字だったのか。当然その中でおさめたということでやっているのだと思いますけれども、でもよくおさめていても、本当はもっとコストがかかるのだけれども、したがって、予算がこれしかないからやらない。だから事業効果で良くやっていると言うのだけれども、予算との関係でやりたい項目に対して、どれに予算を配分して、東京都から委託されたお金はどのように配分してやったのか、普及活動にこれだけ予算を使いましたよとか、それが見えないと実は良く分からないのです。これは単なる通常の公益法人の会計基準に従って会計処理してしまっているだけなものですから。だから本当はそういうものを切り出してもらいたいのですが。

○菱山委員　そういうことも含めて、経理上ははっきり区別が見えないところも一部あるのかなと。あわせて事業的にも重なっていても別に構わないのですけれども、人権プラザもセンターが管理している。しかし、センター独自で何かそういう啓発活動をされているとすれば、別のものなのか、人権プラザと重ねてやっているのかとか、よく見えない。ですから私は質問というよりも、その辺がもう少しはっきりしていないと、これを見てもこれがこうだというわかりやすいものがあればいいのかなという気がします。

○仁田山部長　人権啓発センターは、東京都と違って自主財源を捻出できるかどうかは別としまして、捻出して事業をプラスしていくことができるような状況でございますので、基本的にこの決算書に記載されていて、人権啓発センターが人権プラザとは全く関係なく事業をしていることはあまりないので、イコールに近い形になろうかと思うのです。

○菱山委員　そこの表現です。だから先ほどから言っているのは、そうであるとすれば表現であって、それが管理として別部門にあって、別途それは人権プラザと別の活動もありますよというような言い方をすると、人権プラザというのは人権活動の中のある部門だけを言っているのか、人権啓発センターとして別の何かをやっているのかというと、そうでもない。ただ、それは管理運営を担っているだけだというのなら、人権プラザの評価委員会でもなく人権啓発センターの評価委員会でも同じことになるのですね。結果的には。

○仁田山部長　管理を指定管理者として任せていますので、その評価をしているということでございます。それがイコール団体の活動の中身とかなりの面で重なってくるということはあるかなと思います。

○菱山委員　分かりました。ただ、もう少し図などでもあれば分かりやすいと思います。恐らく第三者が見て、これとこれとは何なのだろうか、恐らく見えない。疑問に思わないのかもしれませんが。

○泉澤委員　これは基本的に、例えば、人権プラザのリーフレットで人権プラザの説明をする。このリーフレットは人権啓発センターの説明なのでしょうけれども、どういう場面で配られるのですか。どういう人を対象にこれを配られるのですか。

○事務局（加藤）　こちらの人権啓発センターのご案内は、人権啓発センターの説明をするときにセンターはこういう事業をしていますという説明をしています。

○泉澤委員　人権プラザの説明がこれですよね。それ以外に人権啓発センターの説明が必

要な場面はどういう場面でしょうか。

○事務局（加藤） 例えば、人権啓発センターでやっている事業の説明をする場合、こちらのリーフレットを御覧になっていただきたいのですけれども、2ページ目に「研修・学習会」というものがございまして、その1番に人権問題研修講師出向事業というものをやっています。色々なところでやる人権研修に講師を派遣している事業なのですけれども、それはお金をいただいてやっておりますので、人権啓発センターの自主事業になります。

○泉澤委員 それは人権プラザとは関係ないのですね。

○事務局（加藤） 関係ないです。それは色々なところに行って、講師として呼んでくださいと営業活動もしているのです。そのときなどは今、見ていただいている冊子などを持って行って、人権啓発センターはこういう事業をやっていますという説明をしています。そのときに使っています。

○菱山委員 図などでも作ると人権啓発センターというものがあって、一部の活動として講師の派遣と体験学習会を担っている。それ以外のは人権プラザとしてやっている。人権プラザの全体の管理運営はセンターがやっている。事業としては人権プラザもやっているが、人権プラザとは別のものでやっている。そういうイメージになるのですか。

○事務局（加藤） そのとおりです。この冊子などに書いてあることが人権啓発センターがやっている事業で、その中の一部が人権プラザの管理運営なのです。

○菱山委員 大体それはわかるのです。だから人権啓発センターとして別事業もありますよということですね。

○事務局（加藤） そうということです。

○菱山委員 それで人権プラザも管理していますが、人権プラザにはない事業もここでやっていますということですね。決算の最終的な段階では特に分けてはいない。

○事務局（加藤） そうですね。センターという法人の決算ですので、そのところは先ほどお話がありましたとおりです。

○菱山委員 人権プラザだけを評価するとなると、どうなのでしょう。その辺ははっきりさせておかないと、何かよく見えないところが、前からちょっとそこが見えているように見えていない。だから今回、本館もできたことですから、少しその辺ははっきりしておかれたほうがいいのかと。

○仁田山部長 センターは基本的に人権プラザの運営をお願いして、さらにプラスアルファで人権プラザの趣旨に沿ったような動きをやってもらうということです。しっかりと分かれなような状況だと思うのです。人権の普及啓発活動をこの人権プラザの管理を通じてやる場合もありますし、独自に例えば、体験学習会をやっている場合もあります。

人権啓発センターは東京都の監理団体となっておりますので、団体として機能しているのかどうかということ、別のセクションが評価しております。そういうときに人権啓発センターは何をやっているのかというときには、センターのリーフレットを使っていくという形でございます。非常に重なっている部分が分かりにくいという話がありますが。

○菱山委員 そうなのです。重なっているとすれば、こういったところで重なっている運用をしていますよとかなないと。これだけ見ても、わかっている方はこれを見ればわかるのだけれども、全く別の人が見た場合、みんな気がつかないでさっさと行っているのでしょうか、恐らく人権啓発センターというものと人権プラザというのは名前が違うだけで全く同じものと思っている人も多いと思うのです。同じものと言えば同じなのですけれども、別に人権プラザは人権啓発センターと関係なくあるわけではありませんで。ただ、色々な運用などで考えていくと、その辺をもう少しはっきりさせる。

○仁田山部長 基本的には普及啓発活動を委託した予算の範囲で行ってもらおうということで任せておりますので、指定管理者がプラスアルファのものを出していくのかということとは、指定されるかどうかの判断基準になろうかと思われまので、人権プラザについては出張展示などを行っていて、管理以上のものを実施しているところなんです。ただ、今後どのように事業を拡充していくのが課題となっているというのが今の実態だと思います。

○菱山委員 この評価委員会での評価は、人権プラザに限定してということになるわけですね。だからそのときに微妙にファジーな部分が大きかったりすると、我々どこまでどう考えればいいのか。

○仁田山部長 実施していること自体がそれほど違わない分野ですので、どうしても境界が曖昧になっているところは確かにあると思います。

○泉澤委員 中身は説明を受けないとわからないのだけれども、例えば事業概要の23ページの公益目的2の研修事業収益は単独でやっているとのことですが、1,246万円と自己収入が挙がっているのですけれども、下から5段目に諸謝金が1,300万と謝金のほうが多いです。だからちゃんとしたりやり方をしているのかなと思ってしまいます。諸謝金は色々あるからなのだろうけれども、ただ、研修でもらう収益よりも謝金のほうが多いので、わざわざ公益1、公益2とか目的別で分けて会計の内訳を作っているから、これは何でという、本当にちゃんとした健全なやり方をしているのかと。赤字でもちゃんと理由があればいいのですけれども、単純に数字だけみると疑問に思ってしまいます。

○菱山委員 この講師謝金というのが人権啓発センター分ということですか。この内容から言うとそういうことですよ。もし厳密に分ければ。

○泉澤委員 だからそういうところは実は東京都とはまた別に、全体の収益と正味財産が減っているかどうかで財政的には管理しているのです。ただし、センターには監事さんがいらっしゃるんで、あと、税理士さんの指導も受けているということですから、特に監事さんはこういうところを見ているときに、ちゃんと説明を受けて、納得がいく理由であればいいのですけれども、もう少し効率的にやったらとか、本当は意見を出さなければいけないのかもしれない。

○仁田山部長 今、東京都のほうから、収入を増やすということで、それを事業に展開を検討するようにというようなことをかなり言うておりますので、この部分についてはしつ



こく見ているところではあります。

○泉澤委員 ちゃんと結びつかないと、意味がなくなってしまうのではと思います。

○磯崎委員長代理 他にはいかがでしょうか。

○菱山委員 財源上、自前の比率が高くなったとありましたが、自前の財源が増えた中身は何でしょうか。

○磯崎委員長代理 管理状況のところの財産の状況の20番ですね。分館資料2-2の一次評価の中の大項目「管理状況」の「財務・財産の状況」で、項目番号で言うと20番の評価の内容の説明になります。

○菱山委員 自己収支比率が66.15%で1割改善したとありますが、この具体的中身は何でしょうか。自主的な財源が増えるというのは非常にプラスアルファでいいことだと思うのですが、もしそれが何か将来的にプラスになるものであれば、どんどん伸ばさせていければいいのかなと思うのですけれども。

○持丸課長 人権プラザの移転に伴いまして、都からの指定管理料が増えたということで、自己収支比率の改善が見られたというところでございます。

○菱山委員 そうすると将来的にはこれは見込めないということですね。

○仁田山部長 そのため、水準どおりとしました。

○泉澤委員 数字の比率はこうで、中身は委託料が増えたという話ですよ。

○菱山委員 これはちょっと話が違うな。

○仁田山部長 評価のところも水準どおりということで、当初の予定と同じだと、1割改善されていますけれども、評価のところでは同じだということでした。

○磯崎委員長代理 西岡委員、何かございますか。

○西岡委員 特にありません。

○磯崎委員長代理 他によろしいですか。

○持丸課長 先ほど泉澤委員から、決算関係の資料については公益法人会計に基づいてこういう形が出ているので、指定管理料と人権啓発センターの収益が分からないような形になっているということでございますけれども、実際に財団ではきちんと区分経理をして管理してございますので、最終的な決算という形ではこういう形になりますけれども、財団のほうではきちんと管理をしてございます。

ちなみに分館資料2-3の項目の21番でございます。この21の一番右側の指定管理の実績の1番目に記載したとおり、指定管理に係る経費は区分管理し、別に預金口座を設けているという形で区分して管理してございます。

○泉澤委員 それはもちろんそうなのだけれども、我々にそういうものが見える形で、別枠で資料を見せていただければ、分かりやすいという意味です。

○菱山委員 事業と費用というのは最初に泉澤委員がおっしゃったように、効率が上がればそれなりに財政的なものにも反映してくるというようなところがあるのだらうと思うのです。そうしますと人権プラザそのものとしての効率性など見ようとすると、独自の決算

書などがあつたほうがいいのかなど。公的にはこれで十分なのでしょうけれども、公的な話だけで議論をするわけでもないところがあるので、泉澤委員がおっしゃっているようなことだろうと私は強く感じます。

○持丸課長 その点については、他の団体の例もありますので、調べてみて、内部で検討させていただければと思います。

○泉澤委員 決算書を見ると、例えば、未払金とか前年から見ると倍ぐらいに増えているのです。どうして増えたのかと思うわけです。ぱっと見た瞬間に急にバランスを崩しているわけです。どうして急に未払いがあるのだろうかとか、これは費用に挙げられたから、予算の範囲内だとは思うのですけれども、わからないですよ。未払金ではなくて翌年の予算でそれを払うみたいなことだと、実際は予算が足らなかったのではないか、赤字なのではないかというようにも見られます。これは説明を聞かなければわからないのですけれども、単純にぱっと見た瞬間に「あれ？」と思う。だからそのように別枠で概要版でもいいから分けて資料が出されれば、私にも良く分かるなという意味です。

○仁田山部長 その点は検討させていただければと思います。

○泉澤委員 特に未払金や預り金はパブリックな世界では要注意です。

○仁田山部長 今回の場合には、移転の関係で未払金が出てきたということでございます。

○泉澤委員 多分そうだろうと思うのですけれども。

○仁田山部長 それが今回は分かりやすい資料がなかったということだと思います。

○泉澤委員 ただ、本当に3月までに払えてしまえば、予算が足りていれば払ったかもしれないけれども、ないからというふうにやったかもしれないし、それは分からないので、本当はそこで一番重要なのは、実は監事さんがそういうところは現実に聞いてもらわないといけないのです。それで問題がないというのなら、それはそれで結構です。

○持丸課長 分かりました。今、委員がおっしゃられた件は、人権啓発センター内部の経理処理に関する問題でございますので、そういった意見が出たことを例えばこういった場で、中身についてはきちんと内部で処理されているというようなことを御紹介したいと思います。

○泉澤委員 もう一度ちゃんと見てくださいと。後で実はこの中によくあるのは、未払金で上げておいて勘定が動かないところがあるのです。1年たっても、このうち1,000万円が動かないとか滞留してしまうみたいなことがパブリックの世界はあるので、そういうものが残っても困るので、多分そういうことはないと思いますけれども、ちょっと老婆心で。

○仁田山部長 それが見えないということですよ。その辺は検討させていただきたいと思います。

○菱山委員 それと同じものかどうかわかりませんが、理事会名か評議員会名か分からないのですが、色々な先生の名前が挙がっていたものがあつたと思うのですけれども。

○持丸課長 人権啓発センターの理事名簿でしょうか。

○菱山委員 理事会の名簿だったでしょうか。知っている先生の名前も2、3人おられた

ような気もするのですけれども、今回はそういうものは載っていないのですね。

○事務局（石渡） お手元には出てこないの、恐らく評議員会ですとか人権啓発センターの役員の名簿だったのかなと思います。

○菱山委員 そこで知っている名前を見ているとすごい先生たちが並んでいて、そこでどういう検討をされているのでしょうか。というのは、人権啓発センターだけではなくて人権プラザの具体的な運営の中でネットにはあれが出てくるわけですよね。東京都の何て言うのでしたっけ。あれはなかなかよくまとまっていて、私は時々見ているのですけれども、あれが余りここには出てこないのだけれども、全体的な体系性というものがあるわけですね。そうした東京都としての人権に関するグランドデザインがあって、その中のどこのところをどういう形で今このところを運用上、動いていますよとか、ずっと初期のころを考えてみれば、東京都のグランドデザインと無関係にこれはこれで動いていたところがあるのかもしれない。色々ないきさつの中で、次第にその連携はよくなっていったのだろう。

それともう一度、東京都としてのグランドデザインの中のこの部分はこうですよとか、さらにそういうときにあれだけのメンバーがそろっている評議員会と言ったのか理事会と言ったのかよくわからないのですが、あの方々をきちんと機能させていく必要があるのではないかと考えています。

○事務局（加藤） 人権啓発センターに評議員会と理事会というものがございまして、公益財団法人なのでその2つを持たなければいけなくて、そちらで学識経験の方にやっていたいでいるのですけれども、基本的にその2つの会は人権啓発センターの運営について決定していく、意見を言っていくという機関で設置をしております。

○菱山委員 もちろん教育委員会ではないのですけれども、理事会であれ評議員会であれ、本来ならばきちんとそういう経理の問題とあわせて、経理というのは運用上と一体化していないといけませんから、そういうことの検討はされているのかなと。一般的によくあるのは、理事会という名前ばかりで肩書きだけというのも結構あるみたいなのですが、あれだけのメンバーをそろえてもったいないなというのが私の意見なのです。

○事務局（加藤） 事業の内容についても活発に御議論をいただいております。

○菱山委員 それから東京都としての人権に関するグランドデザインの中のどこをどういうふうにやっていますよというものがもう少しわかるようなものがあれば、人権問題とか人権の全体を来られた方にもよりよく示すことができるのかなという気もするわけです。もう一つは、人権プラザとの連携をもっと強化していく必要がある。今、相当良くなっていると思うのです。人権プラザは人権プラザの体系と云っていいのかどうか、そこもまた色々議論しなければいけないのですけれども、そこと東京都の骨子との一体性はどうなっているかといったら、少し微妙な感じもしないでもない時期はあった。今は相当、お互いのすり合わせがいつているのだろうと思います。

○仁田山部長 全体の中の人権プラザの位置づけにつきましては、これは東京都が一義的

に考えていかなければならないことだと思います。人権問題は非常に多様化してきておりますので、いずれにしろ全体として、どうやっていくのかというのは今、過渡期でもありますので、我々でしっかり決めていく必要があると思います。

○菱山委員 そのすり合わせは大分よくなっている気がします。

ついでによろしいですか。人権プラザと以前から学校教育場面との関係性というのはどうなのですか。より深まりつつあるのか、このように新しく本館ができて遠いものになりつつあるのか、どちらの方向を向いているのですか。

○磯崎委員長代理 教育庁の関係なので私のほうから述べさせていただきますと、教育庁で色々と教員を対象に行う研修にこの場を活用させていただいたり、こちらで色々なイベント、先ほどもありましたけれども、チラシなどを教育委員会を通じて小学校に配らせていただいたり、先日、教育関係の行政の会議が1都10県というものがありまして主催をしたのですけれども、そのときに各県の人権教育の担当の方に皆さんこの人権プラザを見ていただいて、大変参考になったという評価をいただいて、各県の方、東京都はこんないい施設があるんだとか、参考にさせていただいたりとか、色々な形でこちらを活用させていただいているところです。

○菱山委員 そうなのですね。前に出前講座をやっておられたと思いますが、それは今も続いているのでしょうか。

○事務局（加藤） 体験学習会だと思いますが、それは人権プラザの事業ということではなく、先ほど分かりにくいというお話がありましたけれども、人権啓発センターの事業で体験学習会をやっています。

○菱山委員 それ以外に巡回の図書館はやっているのでしょうか。あれは学校を回るわけではないですか。人権プラザではなくて人権啓発センターの事業ですか。

○事務局（加藤） 巡回図書館という事業はやっていません。

○仁田山部長 出張展示ではないでしょうか。

○菱山委員 出張展示でしたでしょうか。あちこち回っているという話を前に聞いたように思っていたのですが。

○事務局（石渡） 企画展で本の展示をやったことがあるのですけれども、それをパッケージ化して出張展示を外部でやることはございます。

○菱山委員 それは人権プラザ又は人権啓発センターのどちらの事業でしょうか。

○事務局（石渡） それは人権プラザの企画展のミニパッケージ化という形です。

○菱山委員 本館ができたばかりですけれども、皆さんの中で一番すごいと思うものはどれですか。来られた方が、これはおもしろいとか、これはいいなとか。

○事務局（石渡） TOKYOキヅキ・タウンというものがございます。

○持丸課長 この後、館内を見ていただこうと思います。

○菱山委員 私はこの間、全部見せてもらって、おもしろかったです。TOKYOキヅキ・タウンは模型のやつですか。

○事務局（石渡）　そうです。街の模型がございまして、ジオラマにタブレット端末をかざして、体験するものでございます。

○菱山委員　あれは他にない。似たようなものは博物館なんかでありますけれども、人権関係のセンターでこのシステムは今回、初めてではないかという気はします。

○事務局（石渡）　そのほかさまざまなバリア体験ということで、スロープですとか車椅子体験ができる場所がございます。

○菱山委員　タブレットのシステム、なかなか良くできていると思います。私ならもう少しおもしろい工夫をするなどかと思いますが、勝手な趣味的レベルの話で。

○磯崎委員長代理　この後、視察がありまして、本館の人権プラザの評価も入ってまいります。

○菱山委員　そういったところのおもしろみとか、そういったものもこの評価の中にかかわってくるのかなという気がします。

○磯崎委員長代理　それでは、色々御意見いただきありがとうございました。議題にございますように、今回、評価委員会による二次評価を取りまとめることになっております。分館資料2-4「東京都人権プラザ分館の評価委員会による二次評価（案）」というものを事務局から御説明をいただいたところですが、この評価委員会による二次評価についてお諮りをさせていただきたいと思います。

所管局による一次評価では、冒頭に事務局から説明がありましたとおり、総合評価はAとなっております。また、これまで審議していただきました事項等色々御意見をいただきましたが、二次評価としても管理運営が良好であった施設ということでAとしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。また、条文も御意見などございましたらお願いしたいと思いますが、特によろしければ事務局の案ということで考えておりますけれども、その点について皆様お願いします。

○菱山委員　読み上げて皆さんで確認していただいたほうが良いかと思えます。

○持丸課長　それでは、読み上げさせていただきます。

二次評価の評価についてはAでございます。

管理状況につきましては、老朽化が進行している施設について、必要な設備更新をするなど、事故なく管理をしている。

関連施設との連携として、人権プラザの団体見学・視察対応において周辺地域のフィールドワークの要望があった場合は、台東区の皮革産業資料館などの関連施設をコースに組み込んでおります。

地域との連携として、夏休み子ども映画会、子供人権教室を人権プラザで開催し、近隣の児童館や小中学校に開催案内を行ったほか、新聞折り込みを利用して人権プラザ周辺の地域住民へのPRも行いました。

他機関との連携として、28年度初の試みとなる東京人権啓発企業連絡会加盟企業の施設を利用した啓発活動の場を設けました。

次に、事業効果でございます。

企画展第Ⅰ期「読む人権 じんけんのほん 世界とつながる50冊」では、多文化共生をテーマに取り上げ、多文化理解に資する書籍を集めて展示し、来場者の関心を喚起して認識を深めてもらう機会となるよう工夫をしております。

クローズアップ人権コーナーを「いのちをつなぐ-若年世代の自殺対策」に更新するとともに、関連した都民講座「自殺問題-若年世代へ生きる支援を-」を開催し、展示との相乗効果による来場者の理解の深化を図っております。

子供人権教室として、夏休み中を実施時期とするとともに、自由研究の題材として活用できる子供向けプログラムを実施しております。

団体見学・視察に対し、専門員による解説等を実施して対応しております。

その他でございます。人権プラザの移転を実現するための適切な準備・対応や、移転後の2館体制の円滑な運営を実施しております。

以上でございます。

○菱山委員 私は特にここを変更ということはありませんので、これで結構です。

○泉澤委員 私も変更はないのだけれども、管理状況の一番最後の「加盟企業の施設を利用して啓発活動の場を設けた」というのは常設ではないのですよね。

○持丸課長 はい、時期を限ってでございます。

○泉澤委員 これは1企業だけですか。

○持丸課長 はい。

○泉澤委員 今後それは継続してやるのですか。ここに書いてくるということは継続を前提と考えているということでしょうか。

○持丸課長 今後も継続して実施したいと思っております。

○泉澤委員 そういう意味でいいのですよね。そうでないとここだけたまたまやっつけて書かれて、あと何もやらないようではちょっと困るなと思ったものですから。

○磯崎委員長代理 西岡委員、いかがですか。

○西岡委員 結構です。

○菱山委員 最後に確認だけですけれども、相談業務はセンターの業務でしょうか人権プラザの業務でしょうか。

○仁田山部長 人権プラザの業務です。

○菱山委員 そうすると、前の分館でも閉館になるまではまだやっておられるのでしょうか。

○事務局（加藤） 特定相談は実施しております。

○菱山委員 こちらはこちらでやっておられる。前に言っていましたが、相談員の方は主にソーシャルワーカーとか弁護士の方とか、そういう方々でしょうか。そういう方ではなくて、何かボランティア的に委嘱しているのでしょうか。

○事務局（石渡） 一般相談でしょうか。

○菱山委員 それは都の職員の方でしょうか。

○事務局（石渡） 都庁職員のOBを人権啓発センターで採用しまして、相談員としています。

○菱山委員 それを状況に応じて専門の部門につなぐということでしょうか。

○事務局（石渡） そうです。

○菱山委員 ここに相談室はあるのでしょうか。

○事務局（石渡） 2階にあります。

○菱山委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○磯崎委員長代理 他にはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本委員会による評価は原案のとおりという形で決定をさせていただきます。

これにより、本委員会による二次評価が決定しました。この評価結果を委員長を通じ、東京都人権プラザ分館の所管局長である総務局長に報告をさせていただきます。

以上で分館についての審議は終了しました。ここで一旦、事務局に進行をお返しします。

○持丸課長 委員の皆様、大変ありがとうございました。

この後、休憩をとっていただきまして、14時40分から館内の視察をお願いしたいと思います。

（休憩、本館視察）

○持丸課長 皆様、御視察御苦労さまでした。

それでは、ここから先の会議進行につきましては、引き続き磯崎委員長代理にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○磯崎委員長代理 それでは、引き続き本館の審議につきまして会議次第に従い、会議を進めてまいります。

事務局から、東京都人権プラザ本館の概要と、平成28年度管理運営状況、所管局による第一次評価の結果、評価委員会による二次評価（案）について、一括して説明をお願いします。

○持丸課長 それでは、東京都人権プラザ本館の概要につきまして、まず本館資料3-1「東京都人権プラザ本館の概要及び平成28年度管理運営状況」で御説明させていただきます。

まず「1 設置根拠」及び「2 設置の目的等」でございますが、こちらにつきましては先ほど御説明をしました分館と同じでございます。

「3 施設の概要」につきましては記載のとおりでございますが、分館は都の保有している建物でございましたが、本館につきましては民間ビルを賃貸しているという点が、これまでと異なるところでございます。この施設を公益財団法人東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営をしているところでございます。指定期間は平成29年1月1日から平成30年3月31日まででございます。

今回の評価の対象は、平成28年度分ということになりますので、期間としては平成29年1月1日から同年3月31日までの3カ月間が評価の対象でございます。

平成28年度の管理運営状況についてでございますが、本館資料3-1の左側の一番下でございます。「5 平成28年度の主な管理状況」でございますが、施設・設備の保守点検を実施するなど、記載のとおりでございます。なお、民間ビルを賃貸しているために、指定管理者として建物清掃、警備、保守管理は実施してございません。

次に、資料の右側「6 平成28年度の主な運営状況」でございますが、(1)に記載のとおり、平成28年度の年間来館者数は、移転オープンをしました2月16日から3月31日までの間で852人でございます。

次に「(2) 展示事業」でございますが、写真を通して人権とは何かについて幅広く考える企画展としまして、写真展「人権という希望」を実施しました。

「(3) 図書資料室事業」でございますが、貸出実績は図書資料、視聴覚教材がそれぞれ155冊、60本でございました。

「(4) 都民講座・人権学習会事業」としまして、都民講座「インターカルチュラルシティTOKYO 2017 外国人も日本人も住みやすい多様性を活かした都市づくりに向けて」を実施しました。また、人権学習会として団体対応、視察等への対応を行ったところでございます。

「(5) 指導者養成セミナー事業」としまして、講演「『無縁社会』から人権を考える」、それから、映画「おみおくりの作法」の上映を行いました。

「(6) 人権相談事業」としまして、広く人権に関する相談を受け付ける一般相談と、弁護士による法律相談を実施しました。合計の件数は133件でございました。

ただいま御説明をしました管理運営状況や報告書、ヒアリングなどの結果を踏まえまして、所管局による一次評価を実施したところでございます。評価内容につきましては本館資料3-2、所管局による一次評価を御覧いただきたいと思います。こちらにつきまして、水準を上回ると評価した項目を中心に、主な評価事項について説明をさせていただきます。

まず1ページ目、大項目「管理状況」についてでございます。

中項目の「適切な管理の履行」の項目でございますが、1の「施設・設備の保守点検」につきましては、水準どおりの評価としました。評価の内容でございますが、目視による点検を実施し、貸出用タブレットやタッチパネルは利用後の汚れをふき取るなど、清掃を行ったとしております。

2の「人員配置」につきましては、水準どおりの評価としました。評価内容は、受付職員に英語による接客対応が可能な者、接客経験が豊富な民間企業退職者等の人材派遣を受け入れて配置したとしております。

次に中項目の「法令等の遵守」でございますが、個人情報保護、情報公開について指針や要綱等を定めて適正に対応し、個人情報の漏洩事故はなかったことなどから、全ての項目で水準どおりの評価としております。



次に、中項目の「安全性の確保」では、受付職員が巡回と目視点検を行い、不具合の箇所があれば速やかに管理担当職員に報告するなど、臨機応変に対応したことなどから、全ての項目で水準どおりの評価としました。

次に、中項目の「適切な財務・財産の管理」でございます。指定管理に係る経費は区分管理をするとともに、顧問税理士の指導を受けながら適切に経理処理をしていることなどから、全ての項目で水準どおりの評価としました。

以上が管理状況についてでございます。

続きまして、大項目「事業効果」についての説明でございます。資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。

まず「事業実施・利用状況」の項目でございます。

21「利用者数」についてでございますが、新しい場所での人権プラザの移転オープンに対応し、運営方法に試行錯誤しながら可能な限りの利用者受け入れに努めた結果、平成28年度の展示室及び図書資料室の延べ利用者数は、2月16日から3月31日までの合計で852人でございます。評価は水準どおりとしております。

22の「人権相談の実施状況」につきましては、水準どおりの評価としております。評価内容でございますが、人権プラザの移転オープンに備えた適切な準備を行い、途切れのない相談対応を実現しております。なお、相談対応は平成29年1月31日まで分館で実施をし、同年2月1日から本館で実施しているものでございます。

23の「指定管理者による提案事業等の実施」についてでございます。この項目につきましては、指定管理者が企画して実施する事業を人権プラザ移転オープンの時期に集中して実施をし、そのことによるPR効果もあったため、水準を上回る評価としました。評価内容でございますが、人権学習会として学校、自治体等からの依頼に応じて団体見学等に対応し、大学生や教職員をはじめ、行政職員、人権擁護委員等への展示物の解説等を実施しました。また、企画展示としまして写真展「人権という希望」を実施し、特に次代を担う若者にも理解しやすい企画となるように、写真を通じて人権とは何かについて幅広く考えてもらえる企画としました。さらに都民講座として、多文化共生をテーマとした一般向け講座をセミナールームにて実施しております。図書資料室においてはコミック、児童書、入門書を中心に選書購入するとともに、利用者の注目を得やすい位置に配架し、若年層による人権への理解を深めてもらう場をつくっております。

次に、中項目の「サービス内容の向上」についてでございます。

25の「事業実施におけるサービス」については、水準どおりの評価としております。評価内容は、図書資料室に資料検索と貸出管理が可能な図書システムを導入しております。また、法律相談については電話相談の専門電話番号を設けるとともに、電話相談の予約を不要とし、相談者の利便性を高めております。

27の「利用者の満足度」については、水準どおりの評価としております。評価の内容は、施設利用者アンケートでは、施設全般の総合的満足度について「十分満足」及び「まあ満

足」の合計が93.85%でございました。

28の「利用促進への取組」についてでございますが、こちらも水準どおりの評価としております。評価内容でございますが、自主事業である体験学習会に応募があった小中学校を中心に施設PRを行うとともに、東京都教育庁の視察を受け入れ、今後の施設活用方法の意見交換を行っております。また、若者、子供層向けとして人権プラザのホームページを新たに開設し、スマートフォン対応を行っております。さらに、人権プラザが入居するビルその他テナントへの施設案内、地元区からの視察を受け入れることによるPRを行ったほか、マスメディアの活用として、人権啓発センターが提供する補助事業であるラジオ番組「人権TODAY」において、人権プラザの移転オープンの様子を放送しております。

次に中項目の「行政目的の達成」でございます。

31の「都及び関係機関等との連携」につきましては、水準どおりの評価としております。評価内容ですが、企画展の実施に当たり、事前に都と十分な協議、調整を重ねた上で、企画内容を策定しております。また、事業実施に当たっては、都との間で月1回の企画会議を開催し、効果的な啓発となるよう十分な協議、調整を行っております。

32の「都の政策と連動した事業の実施」についてでございます。こちらも水準どおりの評価としております。評価内容でございますが、東京2020大会の開催を見据えて外国人、多文化共生をテーマとした都民講座を開催しております。

33の「都の実施策への協力」についてでございます。この項目につきましては、人権プラザ移転という都の実施策への協力貢献度が高いことから、水準を上回る評価としております。評価内容につきましては、人権プラザの移転オープン、2館運営体制の円滑な実施に対し、協力、貢献を行っております。開設工事の作業工程と進捗状況に合わせ、展示品等の整理や配置、図書資料の配架や貸出準備等を行い、円滑な開館を実現しました。

以上の各項目の点数を合計しますと、38点となります。このため、本館の一次評価はS、A+、A、Bの4段階評価のうちAとなります。

なお、特記事項、要改善事項等、確認事項は分館と同様でございます。

所管局による一次評価の状況は以上でございます。

この後、委員会の皆様には管理運営状況や事業効果などについて専門的な評価、二次評価をお願いします。二次評価につきましては事務局の案をまとめたものが資料として配付してございます。本館資料3-4「東京都人権プラザ本館の評価委員会による二次評価(案)」を御覧いただきたいと思います。内容を読み上げさせていただきます。

二次評価につきましては、A評価としております。

管理状況でございますが、専門員について、学芸員資格保有者等の専門的知識を持つ者を配置し、外部機関、関連組織、当事者団体等が開催する人権関連行事等に積極的に参加させております。

相談員について、行政経験者で相談業務や人権行政に従事した経験を持つ者を配置しております。

受付職員について、英語による接客対応が可能な者、接客経験が豊富な民間企業退職者等の人材派遣を受けて配置をし、施設見学、事業概要等の資料を用いたガイダンスを行い、基礎知識を付与しております。

受付職員が巡回と目視点検を行い、不具合の箇所があれば速やかに管理担当職員に報告するなど、臨機応変に対応しております。

また、利用者が誤って立入禁止場所に入らないよう、観葉植物での間仕切りを設置してございます。

事業効果でございます。企画展示について、写真展「人権という希望」を実施し、特に次代を担う若者にも理解しやすいように、写真を通して人権とは何かについて幅広く考えてもらえる企画としております。

都民講座について、東京2020大会の開催を控え、外国人、多文化共生をテーマに企画をしております。

若者、子供層向けとして、Twitterを利用した情報発信に加え、人権プラザのホームページを新たに開設し、スマートフォン対応を行っております。

地元区の視察対応を行い、人権プラザ事業を説明し、今後の連携、支援に向けた関係強化を進めております。

最後に、その他の項目でございます。人権プラザの移転を実現するための適切な準備・対応や、移転後の2館体制の円滑な運営を実施しました。

二次評価の案につきましては、以上でございます。

この他、事業効果で挙げた事業のチラシを本館資料3-5、本館資料3-6として配付をしておりますので、こちらも御参照いただければと思います。

事務局の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○磯崎委員長代理 ただいま事務局から、人権プラザの本館の管理運営状況等について御説明がありました。

それでは、御意見、御質問等をお願いします。

○菱山委員 事業の詳細なことについては先ほど重ねて色々お話もいただきましたので、もう十分だと私は思っておりますが、二次評価の内容ですが、管理状況の中で「また、利用者が誤って立入禁止場所に入らないよう観葉植物での間仕切りを設置した」というのは、こういうレベルの評価の中で、どうなのでしょう。そんなにすごいことなのかなと。それよりも相談業務等で相談者のプライバシーが守れるようにきちんと管理を行ったとかのほうが良いと思います。他の先生方は分かりませんが、この観葉植物の間仕切りはもちろん私はいいと思うのですが、何となくこれが評価の報告書の中の管理状況でどういう位置を占めるのかなと思ひまして。

○持丸課長 確かにこれで評価が上がったとか、下がるべきものが下がらなかったということではないですね。

○菱山委員 逆に見た人は、これが評価の対象かという感じになる。せっかくいいものが

いっぱいあるわけで、だから本館についてもっと色々な評価ができるかなど。いっぱい書いてあってもしょうがないですけども、もったいないかなど。

○持丸課長 今回は取る形でやらせていただければよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○菱山委員 今の観葉植物のところですよ。

私が勝手に言っているだけで、他の委員の先生方から良く聞いてください。私は観葉植物が嫌いとかだめとか言っているわけではないのですが、この評価の報告書としてはいかがなものか。

○磯崎委員長代理 今、菱山委員から御指摘がありましたけれども、管理状況の一番最後の2行「また、利用者が誤って立入禁止場所に入らないよう観葉植物での間仕切りを設置した」というところにつきましては、削除という御意見等ありましたが、それでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○菱山委員 他にいい文がぱっと浮かんだら入れてみるとか、その辺何かありますでしょうか。

○仁田山部長 「また」となっていますが、実は下のポツと並列した内容なのです。臨機応変に色々に対応しているし、管理をしっかりやっているという1つの具体例で挙げている内容ですから、ここにまた新たな要素を加えることではなくて、臨機応変に対応しているという中の1つの内容でございます。

○菱山委員 これをあえて挙げたのは何ですか。立入禁止区域に入ってしまったのですか。

○持丸課長 評価項目としては管理状況でございますので、財団が施設を管理しているという評価を1つ項目として入れたということです。

○菱山委員 この項目がそれに値するようなものなのかと。もう少し抽象的でもいいのではないかと。

○西岡委員 4つ目のポツの具体例の1つということですね。それなら菱山委員がおっしゃるように、かえってこれがあると、この程度のことしか評価として挙げられないのかみたいなマイナスの印象を逆に与えてしまうかもしれません。これ自体はいいことなのでしょうけれども、逆にマイナスの印象を与えてしまうかも分からない。

○磯崎委員長代理 一例としてこれは挙げられていたわけですね。臨機応変に対応しているというところで。

○仁田山部長 例えばということです。

○磯崎委員長代理 例えばというところをここに細かな一例として挙げるのが、他とも比べてどうかというところはある。

○菱山委員 他にも例えばなんていうのはないはず。

○持丸課長 よろしければ、この4ポツにつきましては2行だけにさせていただければと思ひまして、あとの2行「また」以下については、削除をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○磯崎委員長代理 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○泉澤委員 ここには会議室はないのですね。

○仁田山部長 貸出しはしないです。

○泉澤委員 それで開館時間が5時半で終わりという話ですね。向こうは会議室があったから夜、延長で利用率を上げましょとやったけれども、それはなくなったという話ですね。申込時間もそれに合わせて短くなったということですね。

土曜はやっていないのですか。

○仁田山部長 土曜はやっています。日曜と年末年始は休館でございます。

○泉澤委員 事業効果の最後のポツで「地元区の視察対応を行い、人権プラザ事業を説明し、今後の連携、支援に向けた関係強化を進めている」というのは、具体的には何を指しているのでしょうか。

○事務局（石渡） 地元区は港区なのですけれども、港区の職員の方などの視察対応をまず人権プラザで引き受けてさせていただきまして、まずお互いに人権プラザと港区の中で人権の事業を共有しまして、それに基づいて今後の連携について打ち合わせを行っている、進めているという意味合いでございます。

○泉澤委員 具体的に前進するようなことが出たのかなと、わざわざここに書いてくるので。

○事務局（石渡） 地元区と連携をするというのが移転の大きなテーマの1つでしたので、これから具体的なものが出てくるようにしたいと思っております。

○泉澤委員 港区のミニバスは、ここは止まらないのですね。前の道路は経路に入っていないのですか。

○事務局（石渡） 前のところにバス停があります。ちょっと離れた隣のビルのところですが。

○泉澤委員 100円のミニバスはあるのですか。

○事務局（石渡） 港区のちいばすのバス停があります。

○菱山委員 ミニバスというのは無料サービスですか。

○泉澤委員 いや、100円ぐらいではないですか。

○菱山委員 ではコミュニティーバスとは違うということですか。

○泉澤委員 コミュニティーバスです。

○菱山委員 各駅、浜松町の駅とかに止まりますか。

○事務局（石渡） 細かいルートは直ぐには分かりませんが、港区の中を回るバスのバス停がすぐ近くに1つございます。

○持丸課長 港区は割と人権部と一緒に人権啓発センターからアプローチをした結果、かなり人権問題に積極的に取り組んでいらっしゃるという状況が分かってきておりますので、港区の関連施設ですとか、あるいは今後事業を行っていく中で、両者が連携して何かやっというふうな話ができつつありますので、これから関係強化を進めて、具体的に

どういったことをやっていくのか考えていきたいと思っております。

○泉澤委員 進めようとしているという意味で書いているということですね。

○持丸課長 施設対応は具体的に今、申し上げたように対応したのですが、そこから先の具体的な連携策というのは、これから対応を考えていくというところがございます。そういう意味で関係強化を進めているという表現にしています。

○仁田山部長 これは具体的なものを行ったというよりも、そういう関係を今、築いて動き始めているというところを主眼にしております。

○事務局（加藤） 補足しますと、港区は人権担当の部署だけでなく、教育委員会からも施設に来てくださっておりますし、ここをオープンで開設した日に一番近くの小学校の生徒を招いてということもありますので、港区との交流は盛んに進めていこうということでやっております。

○菱山委員 最後ですけれども、事業効果ということが、例えば「外国人、多文化共生をテーマに企画している」というのは、これからやりますということですね。普通に我々と「企画し、効果を上げてきた」とか「効果を上げている」と言うのだけれども、どうなのでしょう。

○仁田山部長 本館が開設したのが先ほど説明させていただいたように2月からでございます。移転する目玉に海外の発信とか、地元の交流というものも挙げておりますので、3月末の段階ではまだ「した」という確実な実績として挙げるものはなかなかないので。

○菱山委員 「効果を上げつつある」とか。

○仁田山部長 動き出したということ自体が実は大変大きな意味がありますので、来年はまた具体的なお話ができると思います。

○事務局（石渡） 補足なのですけれども、今お話いただいた「都民講座について企画している」という表現なのですが、具体的に本館資料3-6としまして、インターカルチュラルシティTOKYO 2017というものが具体的に都民講座として本館で実施したものがございますので、企画した、実施したというもので間違いはございません。

○西岡委員 この評価の表の対象が3月までの話だということなのですかね。だからこの段階ではまだ実施していないから企画しているという表現になっているけれども、その後、実際に企画したものがあるといえることですか。

○事務局（石渡） 表現上の問題で、そういうことをしましたということの意味するために「している」という表現にしてしまったのですけれども、実際に都民講座は3月に実施しましたので「した」になります。

○西岡委員 3月に実施ですからね。

○菱山委員 上記のような企画を進めつつあり、効果を次第に上げつつあるとか、何かうまい説明を。

○磯崎委員長代理 実際は実施しているわけですね。企画をして3月4日に開催をしたというところなので、それをどう表現するか。二次評価の案では「企画している」という形

ですが、実際は開催をしていますね。

○西岡委員 開催してこれが好評だったとか、そういう話なのですよ。

○泉澤委員 新たな企画を開催したならいいけれども、「企画している」だから、語尾の表現は検討していただいて、もっと自分たちをPRしないと、せっかく新しいところで期間は短いけれども、前とは違うことをやって好評を得たよという見合いで書いていただかないと。

○菱山委員 その辺を入れたほうがイメージ的にはいいのかなと。

○磯崎委員長代理 ちなみに本館資料の3-2の事業効果の欄の32番目の評価の概要の文章では「外国人、多文化共生をテーマとした都民講座を開催した」という評価の内容になっています。

○泉澤委員 だから新たに外国人、多文化共生をテーマにしたものを開催したとか、それで協賛を得たとか、そのような形に修正したほうが良いと思います。

○仁田山部長 具体的に実際に開催したというところが分かるように、表現を変えさせていただければと思いますが。

○菱山委員 「開設したばかりではあるが、効果を上げつつある」というような表現があっても良いかと思います。

○泉澤委員 評価書で、企画しているとか、計画を立てているというのは書くなと他の東京都のことで言ったことがあります。でないで評価書で企画だけで書いているとちょっと変な気がするものですから。推し進めているのはいいのだけれども、実際にやったものはやって効果が得られたという意味合いで書いたほうが良いと思います。

○仁田山部長 先ほど磯崎委員長代理が言われた32の「開催した」という表現、で調整をさせていただければと思います。

○泉澤委員 お願いします。

○菱山委員 あとは委員長代理にお任せでよろしいですね。

○泉澤委員 お任せします。

○磯崎委員長代理 西岡委員から御意見等は。

○西岡委員 今、言った以上に特にはないです。

○仁田山部長 直したものにつきましては、委員長代理に見ていただきたいと思います。

○菱山委員 もう承認済みということで、御連絡で結構です。

○磯崎委員長代理 ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。本館資料3-4の二次評価(案)でございますが、2点ただいま御指摘をいただきました。

1点目でございますが、管理状況の一番下を書いてある2行でございます。「また、利用者が誤って立入禁止場所に入らないよう観葉植物での間仕切りを設置した」という2行を削除ということで、委員の意見が全員一致したということの確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」と声あり)

○磯崎委員長代理 それでは、ここの2行は削除という形にさせていただきます。

もう一点でございますが、事業効果の欄の2つ目のポツで「都民講座について、東京2020大会の開催を控え、外国人、多文化共生をテーマに企画している」というところの文言でございますが、これは例えば「都民講座を開催した」という形で事務局とこちらで見直しをさせていただき、また、委員の方に御報告をさせていただくという形でよろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」と声あり)

○磯崎委員長代理 それでは、こちらについては修文をさせていただきたいと思います。

評価でございますが、評価は事務局案のとおりAで、修文につきましては今、御説明させていただいたところを直して、あとは原案のとおりという形でよろしいでしょうか。

○菱山委員 二次評価はAですけれども、A+ということも検討されたのでしょうか。

○仁田山部長 もう少し具体的な成果を上げないと評価を上げるのは難しいと思います。

○菱山委員 せっかくこれだけのものができたのですから、前向きな評価をしても良いかと思えます。

○泉澤委員 いつも思うのです。頑張ってるのにと。

○仁田山部長 この建物についての評価は、通年を通した実績ではないので、今年度の評価はAとしております。

○菱山委員 わかりました、ではAで結構です。

○磯崎委員長代理 それでは、ありがとうございました。細かな文面につきましては、これからまた委員長と事務局で調整をさせていただくことになるかと思えます。

これにより本委員会による二次評価が決定しました。この評価結果を委員長を通じて、東京都人権プラザ本館の所管局長である総務局長に報告させていただきます。委員の皆様のご協力により、円滑に議事進行を行うことができました。本当にどうもありがとうございました。

以上で本日の議事は全て終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

○持丸課長 委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

本日の評価結果につきましては、委員長代理より御報告いただいた後に、所管局長の総務局長による総合評価を実施します。総合評価の結果につきましては、都議会の第3回定例会に報告をするとともに公表を予定しております。時期は9月中旬となる見込みでございます。詳細が決まり次第、改めて委員の皆様には御案内をしたいと考えているところでございます。

以上をもちまして「平成29年度東京都人権プラザの指定管理者評価委員会」を終了します。本日はありがとうございました。

午後4時05分閉会